

# 消費税引き下げの検討

2017年10月8日

前衆議院議員 馬淵澄夫

## 内容

はじめに .....	1
第1 消費増税への疑問.....	2
1 消費増税の悪影響 .....	2
2 消費税引き下げの提案 .....	3
3 代替財源の確保 .....	3
第2 所得税の社会保険料控除見直しによる財源確保 .....	4
1 社会保険料控除の現状 .....	4
2 社会保険料控除見直しの根拠 .....	6
3 具体的な増収効果 .....	7
4 社会保険料控除の国際比較 .....	8
第3 他の代替財源 .....	9
1 金融所得課税の引き上げ .....	9
2 予算の精査 .....	10
3 不要な事業の見直し .....	10
第4 結論 .....	11

### はじめに

消費税が8%に増税されてから3年半が経った。この間、日本経済は低成長に陥り、物価や賃金の上昇も鈍く、再びデフレの状況が生じている。その最大の要因は、個人消費の低迷である。そして、低迷の直接の原因となるのが、消費に直接影響する消費増税であることは明白である。日本経済を成長軌道に乗せ、デフレを脱却するためには、今こそ、その障害となっている消費税の引き下げを行うべきではないか、という問題意識を政治が持つことが必要である。

しかし、今のところ、政治家や専門家のなかで、消費税の減税を主張する者

はほぼ皆無である。そこで、本稿では、日本経済再生の一つのプランとして、消費減税の必要性と、財源的にもそれが可能であるということを主張したい。

## 第1 消費増税への疑問

### 1 消費増税の悪影響

(1)2014年4月、政府は消費税の税率を5%から8%へと引き上げた。引き上げ後、2014年度の実質GDP成長率は前年度比マイナス0.5%に落ち込み、15年度のGDPも前年度比プラス1.3%、16年度も同じくプラス1.3%と低調に推移しており<sup>1</sup>、政府のGDP目標達成のために必要な、実質GDP2%成長には遠く及んでいない。特に、個人消費の落ち込みは顕著である。総務省統計局によると、2人以上の世帯の実質消費支出は、14年が前年比マイナス2.9%、15年が前年比マイナス2.3%、16年がマイナス1.7%と、3年連続マイナスとなっている<sup>2</sup>。

GDPの6割は個人消費が占めている。GDPが低成長に陥っている理由は、2014年4月の消費税引き上げの影響で家計が苦しく、消費を控えざるを得ない家庭が増加し、個人消費が落ち込んでいるためではないか。日本生活協同組合連合会の調査によると、消費税の3%増税により、1世帯当たり、平均で年間7万円台の増税となっており<sup>3</sup>、この実質的な所得の落ち込みが個人消費の落ち込みを招いていると考えられる。

政府や財政学者は消費税増税が景気に対して与える影響に対し、比較的楽観的であった。では、なぜ、消費税増税が消費を落ち込ませるという「誤算」が生じたのであろうか。ここでは、消費税が持つ逆進性と価格転嫁を消費減退の要因として挙げる。

(2)消費税は貧しい家計ほど、年収に占める負担割合が高くなる逆進性がある税である。年収に占める消費税負担割合は、日本経済新聞によると8%時、200万円以下で7.2%なのに対し、1500万円以上では1.6%に過ぎない<sup>4</sup>。年収が高い家計は、ある程度資産を保有していると考えられ、消費税増税に際し、貯蓄を取り崩すことにより、消費の水準を維持することは可能であろう。しかし、年収が低い家計で貯蓄の持ち合わせが少なければ、消費税増税による実質的な所得の減少により消費を減らす必要が生じる。

消費税増税は、低所得層ほど負担の増す逆進的な増税である。そして、増加

<sup>1</sup> <http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>

<sup>2</sup> <http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/>

<sup>3</sup> [http://jccu.coop/info/newsrelease/2015/20150319\\_1.html](http://jccu.coop/info/newsrelease/2015/20150319_1.html)

<sup>4</sup> <https://vdata.nikkei.com/prj2/tax-annualIncome/>

する非正規雇用、過去最高を更新し続ける生活保護世帯など、低所得層が増加し、格差が拡大していることを直視する必要がある。この層にとって、消費税増税はより重く家計にのしかかるのである。

(3)さらに、消費税増税に際し、すべての企業が価格転嫁可能という前提で議論が進められる。しかし、実際の経済では、大企業のように交渉力を持つ企業は比較的価格転嫁は容易であるが、競争が厳しい中小企業や零細企業は価格転嫁が難しい。価格転嫁ができない企業は、企業の収益、もしくは従業員の給料をカットしなければ、消費税増税の負担に耐えることができない。消費税増税は、中小企業や零細企業、さらには、それらの企業に勤める勤労者やその家計に、より深刻なダメージを与えていることを忘れてはならない。

(4)非正規雇用の拡大、生活保護世帯の増加、そして大企業より遙かに数が多い中小企業の存在が日本経済の現実である。そのような現実を無視した結果が、政府や財政学者の「誤算」となって現れている。

## 2 消費税引き下げの提案

こうした状況の中で、政府は消費税の10%への引き上げを、2019年10月に延期することを16年6月に決定した。経済情勢を考えると当然の判断であったが、消費税8%引き上げ後に日本経済が低迷していることに対する抜本的な対策とはなっていない。政府は、19年に消費税を予定通り引き上げ、増税分を社会保障や教育無償化に重点的に振り向けるとしているが、8%への引き上げ時のように増税によって経済情勢が悪化する可能性は高く、もう一度消費税のあり方を問い直す必要がある。

1で書いたように、消費税増税の影響は、低所得者層や中小企業、零細企業、さらにはそれらに勤める勤労者やその家計に集中する。さらには、非正規雇用が増大し、生活保護世帯も過去最高を更新している状況がある。そのような中で、個人消費を回復させ、景気を回復路線に乗せて物価を着実に上昇させるためには、消費税の8%への据え置きだけではなく、むしろ5%への引き下げが必要であると考えられる。

## 3 代替財源の確保

消費税率の引き下げを提案すると、日本の財政が厳しい中で無責任な提案だと批判されるであろう。そのため、代替財源の確保についても、考える必要が

ある。

国の、消費税引き上げ前の2013年度の消費税収は10.8兆円に対し、8%引き上げ後の2014年度は16.0兆円である。2015年度は17.4兆円、2016年度は16.8兆円となっている<sup>5</sup>。増収幅は5.2兆円から6.6兆円で、消費税1%につき、1.7兆円から2.2兆円程度の増収となっている(国税分の消費税は8%中、6.3%)。

そこで、代替財源を確保する税制改革として、国税である所得税の社会保険料控除の見直しと、デフレ脱却による金融所得の課税の機能回復、さらには、金融所得の課税強化、予算の精査と不要な国の事業の見直しを組み合わせる形を提案したい。

まず、所得控除制度は所得が大きい人ほど恩恵を多く被る制度であり、所得再分配機能を損じている。そこで、消費税率の引き下げと同時に所得控除を見直すことにより、税の再分配機能を強化する。

次に、経済が成熟し、金融資産が偏在している一方で、日本銀行のマイナス金利政策など長期にわたる金融緩和政策により金利収入が「すすめの涙」の状態が継続している。デフレから脱却すると、金利は正常化し、金融資産を保有している層の金利収入が格段と増加し、富の偏在が加速することになる。そこで、まず、デフレからの脱却を徹底することにより、金利収入を「正常化」し、同時に金融所得に対する課税を強化することにより代替財源の確保を図る。

第三に、毎年、当初予算では国債費を中心に経費を保守的に計上することにより歳出を膨らませ、それを毎年恒常的に編成される補正予算の財源としている。そこで、予算を精査し、国債費などの「無駄積み」を見直し、同時に毎年恒常的に編成している補正予算を真に必要な補正予算にとどめることにより代替財源の確保を図る。

以下、それぞれの代替財源について検討する。

## 第2 所得税の社会保険料控除見直しによる財源確保

### 1 社会保険料控除の現状

(1)消費税増税の理由は、増大する社会保障費用の確保にあるとされる。しかし、社会保障費用は消費税を中心として賄われなければならないという一種の「ドグマ」から脱して、現在の税制の見直しによって対応できないかを考えてみる必要があるのではないか。

現在の税制で、改めて考えてみたいのが、所得税控除である。特に、所得税法第74条の社会保険料控除の妥当性について検討したい。社会保険料控除とは、支払った社会保険料を課税所得から控除するもので、1952年の導入以降、限度

<sup>5</sup> [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000447111.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000447111.pdf)

額無しの全額控除として現在に至っている。その結果、社会保険料が増大すれば増大するほど、控除額も増加し、課税所得が圧迫され、税収の減少を招く事態となっている。

ここで、総務省が集計している「平成 27 年度の市町村課税状況等の調」によると<sup>6</sup>、納税義務者の総所得金額は約 178 兆円であるのに対し、所得控除額が約 61.7 兆円で、税額算出の基となる課税標準額は、約 116 兆円である。平成 27 年度では、所得控除額 61.7 兆円のうち、社会保険料控除は約 29.4 兆円を占めており、最も大きな部分を占めている。そして、今後も社会保険料はさらに増加することが見込まれ、所得税の減収効果もそれに比例して拡大することが予想される。

また、所得控除による恩恵は、限界税率が高い高所得者ほど被ることになる。つまり、社会保険料控除がある場合とない場合の差を考えると、高所得者ほど、社会保険料控除の減税効果を享受しており、社会保険料控除により所得再分配機能が損なわれていると言えよう。以下では、①収入ごとの社会保険料控除額と平均所得税率、②所得税の納税義務者の内訳、③収入別の納税義務者 1 人あたりの社会保険料控除額を示す。

収入【万円】	控除額【兆円】	収入【万円】	平均所得税率【%】
～200	12.69	200	1.4
200～300	5.84	300	1.9
300～400	4.10	400	2.2
400～550	3.21	500	2.9
550～700	1.35	700	4.6
700～1000	1.09	1000	8.3
1000～	1.14	1500	13.9
		2000	18.7

収入【万円】	納税義務者【人】
～200	33,810,502
200～300	7,874,093
300～400	4,441,175
400～550	3,035,772
550～700	1,158,502
700～1000	897,392
1000～	900,280

6

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran09\\_15.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran09_15.html)

③収入別の納税義務者1人あたりの社会保険料控除額		
収入【万円】	控除額【兆円】÷納税義務者【人】	1人あたり控除額【万円】
～200	12.69÷33,810,502	約37.53
200～300	5.84÷7,874,093	約74.17
300～400	4.10÷4,441,175	約92.32
400～550	3.21÷3,035,772	約105.74
550～700	1.35÷1,158,502	約116.53
700～1000	1.09÷897,392	約121.46
1000～	1.14÷900,280	約126.63

(2)社会保険料控除を廃止すれば、それぞれの年収別に控除額を加えた所得をベースに所得税、住民税が計算される。統計を見ても分かるとおり、低所得層においては社会保険料控除自体が少なく、高所得層に移行するに従って控除額が大きくなっている。富裕層ほど恩恵を受けているのが、社会保険料控除の実態であり、仮に控除を廃止したとしても、その影響は高所得層に集中するにとどまり、低所得層への影響は、消費税増税に比べて小さい。

## 2 社会保険料控除見直しの根拠

現在の状況下では、高額所得者に恩恵が厚く、かつ、増大し続ける社会保険料控除による税収減少に歯止めをかける必要がある。消費税増税が社会保障費用の財源確保という目的であることを考えれば、社会保険料控除の見直しという手段は、結びつきが明白なので、国民の理解は得やすいと思われる。

前述したように、所得控除による減税の恩恵は、低所得層より高所得層の方が大きいため、仮に社会保険料控除を見直した場合には、その影響を受けるのは、税率の高い高所得層が中心であり、所得の再分配に資する。さらに、社会保障の一つの大きな柱である年金であるが、現在の年金課税では、拠出段階で保険料負担が課税ベースから控除されているにもかかわらず、給付段階でも大幅な控除が認められており、これは実質的に年金貯蓄に補助金を出しているのと同じである。

また、2009年度から基礎年金への国庫補助が2分の1に引き上げられたように、公的年金は実質的に賦課方式で運用されている。つまり、年金保険料は名前に「保険料」とついているが実質的に税であり、社会保険料控除は廃止すべきである<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> 井堀利宏「あるべき税制改革の全体像」、土居丈朗編『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社 2010年 p30-39

### 3 具体的な増収効果

(1) それでは、社会保険料控除の廃止により、どれだけの税収が確保できるのでしょうか。課税状況を個々に把握して正確な数値を出すことは困難だが、財務省発表の統計資料で大まかな推測は可能である。

(2) まず、財務省が発表している「所得税の現状」という資料では<sup>8</sup>、消費税増税前の平成 25 年度予算ベースで、課税対象となる収入は約 250 兆円、課税所得は約 110 兆円である。課税所得約 110 兆円に対して所得税額は約 11.6 兆円なので、課税所得に対する所得税額の割合は、 $11.6 \text{ 兆円} \div 110 \text{ 兆円} \times 100$  で、10.5%である。社会保険料控除はこの年度で約 25 兆円なので、単純計算すれば、 $25 \text{ 兆円} \times 10.5\%$  で、約 2.6 兆円となる。社会保険料控除廃止により、この分だけ増収が見込める。

(3) 次に、納税者分布と、控除額から増収額を推計してみる。平成 26 年民間給与実態統計調査及び、申告所得税標本調査から、社会保険料控除額の総額を推計すると、約 24.45 兆円となる。税制調査会資料の所得税納税者の分布<sup>9</sup>割合から、それぞれの税率ごとの控除額を割り出すと、以下のようなになる。

限界税率【%】	納税者分布【%】	控除額【兆円】
5	58	約14.18
10	26	約6.36
20	12	約2.93
23	2	約0.49
33	1.4	約0.34
40	0.5	約0.12
45	0.1	約0.024
		計 約24.45

各税率ごとの控除額に、税率を掛けると、②控除により減収となっている額が推計できる。

<sup>8</sup>

[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/\\_icsFiles/afieldfile/2014/05/23/26zen6kai2.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/05/23/26zen6kai2.pdf)

<sup>9</sup>

[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2016/\\_icsFiles/afieldfile/2016/09/16/28zen2kai4.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2016/_icsFiles/afieldfile/2016/09/16/28zen2kai4.pdf)

②控除による減収額		
限界税率【%】	控除額【兆円】×税率	減収額【億円】
5	14.18 × 0.05	約7100
10	6.36 × 0.1	約6400
20	2.93 × 0.2	約5900
23	0.49 × 0.23	約1100
33	0.34 × 0.33	約1100
40	0.12 × 0.4	約500
45	0.024 × 0.45	約100
		計 約22000

この推計によると、社会保険料控除により、所得税は総額 2.2 兆円の減収となっており、廃止すればその分の増収が期待できる。また、社会保険料控除額は年々増加しているため、今後控除を廃止すれば、2.2 兆円以上の増収となることが予想される。社会保険料控除の廃止により、おおよそ消費税国税分の 1～1.5% 程度の所得税増収が見込めるのである。

(4)さらに、社会保険料控除の見直しにより、地方税である住民税も増収となる。社会保険料控除総額を約 25 兆円とすれば、住民税率はおよそ 10%なので、単純計算で 2.5 兆円の増収となる。2015 年度の地方税収の決算見込み（速報値）によると、地方消費税 4 兆 9742 億円。消費税率 5%時には 1%分が地方税に充てられていたが、8%への引き上げに伴い、1.7%に拡充されたことから、約 2 兆円の増収となっている。仮に消費税を 5%に引き下げ、社会保険料控除を廃止した場合、この地方消費税減少分も、住民税の増収で、相殺が可能である。

#### 4 社会保険料控除の国際比較

ここで社会保険料控除の国際比較を試みる。まず、現状の日本の所得に対する所得控除の割合は、他の先進国に比して非常に高い。特に所得に占める社会保険料控除の割合は大きくなっている。日本と近い規模の控除はドイツを挙げることができる。しかし、後述するようにドイツでは給付段階で年金が課税対象となっており、多くの公的年金受給者が実質非課税になっている日本とは対照的である<sup>10</sup>。

次に、公的年金の掛金の所得控除に絞って国際比較を試みる。給与所得者本人の負担分については、フランスでは全額、ドイツでは一定の限度の下に所得からの控除が認められるが、アメリカ、イギリスでは控除は認められていない。フランスでは給付段階で控除制度はあるが、控除限度額は 3660 ユーロ（約

<sup>10</sup> 中本淳「所得税の課税ベースの日米欧国際比較」ファイナンシャルレビュー118号 p40



45万円)である。一方、日本では、公的年金の掛金は全額所得控除が認められ、給付金についても公的年金等控除により、実質非課税であり、掛金、給付金ともに手厚い配慮がなされている。先進国に比して優遇されていることが明らかである<sup>11</sup>。

国際的な比較の視点を通してみても、公的年金等控除で年金を実質的に非課税にするならば、社会保険料控除を廃止する又は一定の限度額を設けることを検討すべきではないか。

公的年金控除の各国比較(○=控除あり △=一部控除等 ×=控除なし)					
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
年金拠出段階	○	×	×	△	○
年金給付段階	○	△	×	△	○

※アメリカは、事業所得者の拠出段階では、2分の1を控除。

### 第3 他の代替財源

#### 1 金融所得課税の引き上げ

社会保険料控除の廃止により、2兆円以上の財源が確保できるが、その他にも「再分配」の観点から税制の見直しを行うべきである。具体的には、経済が成熟し「金余り」が発生し、さらに格差が拡大する中で、金融所得に対し課税を強化することが考えられる。消費税を減税し、金融所得に対する課税を強化すれば、日本は格差是正の方向に進み、日本経済に活力が戻ることになる。

現在、株を運用して得た利益や配当にかかる税率は20%で、通常所得では、限界税率が45%に設定されていることを考えると、金融所得に対する税率は低い税率に抑えられている。欧米では、金融所得課税は、20~40%が多い。日本の金融所得税制は株式運用により巨額の利益を得る者には恩恵が多い税制であるが、一方で、株式運用を行わない低所得層にとっては、恩恵のない税制である。高所得層の負担を引き上げ、代わりに逆進性の高い消費税を引き下げることによって、中間層から低所得層の消費を喚起する再分配政策を行うべきである。

金融所得課税強化による経済効果につき、例えば金融所得に対する税率を現行の20%から5%引上げ、25%にすることによって、増収額はおよそ国税、地方税合わせて1兆円弱が見込まれる<sup>13</sup>。仮に、国税のみの税率引き上げであれば、

<sup>11</sup> 「図説日本の税制(平成28年度版)」 財経詳報社 p300

<sup>12</sup> 西村淳編著 「雇用の変容と公的年金」 東洋経済新報社 p23 上村敏之執筆章を参考に作成

<sup>13</sup> 森信茂樹「第6章 金融所得課税への課税強化と二元的所得税」、東京財団『政策提言税

国税 1 兆円弱の増収が見込まれることとなる。

## 2 予算の精査

毎年、恒常的に編成されている補正予算の財源を見ると、下図に示すように、1 兆円以上の国債費の減額と 1 兆円前後の前年度剰余金の受け入れが毎年のように計上されている。例えば、27 年度の補正予算を見ると、国債費の減額 1.3 兆円、前年度剰余金の受け入れ 2.2 兆円、26 年度の補正予算を見ると 1.5 兆円の国債費の減額と 1 兆円の前年度剰余金の受け入れが計上されている。このような剰余が発生するのは、国債の金利が上昇したとしても支払いが賄えるように保守的に見積もった利払費が計上されていることや、保守的な単価設定や税収見積もりなどが原因である。そして結果的に補正予算の財源となったり、執行されず剰余金となっている。これらの、あらかじめ保守的に見積もられた補正ありきの予算編成を見直し、補正予算では熊本地震などの震災対応など、真に予見不能な場合に限ることとすることにより、2 兆円以上の「無駄積み」を代替財源に充てることが可能になる。

①補正予算における国債費減額分	
年度【平成】	国債費の減額分【億円】
23	12923
24	13972
25	12755
26	15142
27	13343

②補正予算における前年度剰余金受入額の推移	
年度【平成】	前年度剰余金受入額【億円】
23	19988
24	8706
25	9108
26	10622
27	22136

## 3 不要な事業の見直し

さらに、不要な事業の見直しももう一度進めていくべきである。会計検査院

がまとめた平成 27 年度決算の検査報告によると、税金の無駄遣いや不適切な経理、資金の積み残しなどの指摘が計 455 件、1 兆 2189 億円に上っており、過去 2 番目に大きい額である<sup>14</sup>。指摘の全てが無駄な事業というわけでは決してないが、不要不急な可能性のある事業に 1 兆円以上が計上されているという現実はしっかりと見据えて、改めて見直しを進めなければならない。

#### 第 4 結論

以上、検討してきたとおり、逆進性を持ち、低所得層の消費に悪影響が出る消費税の増税または据え置きよりも、むしろ消費税を引き下げるべきである。代替として、高額所得者に恩恵が大きい所得税の社会保険料控除の廃止、金融所得課税の強化、予算編成の見直しによる無駄積みの排除や不要な公共事業の見直し等を組み合わせることによって、財源を確保すべきである。社会保険料控除の急な廃止が難しいのであれば、上限を毎年引き下げていく段階的な廃止も検討すべきである。社会保険料控除の廃止で 2 兆円台半ば、金融課税の 5%アップで 1 兆円、予算の無駄積みの排除で 2 兆円、不要な事業の洗い出しと廃止により、数千億円の増収が見込める。合わせると 6 兆円近い財源確保が可能であり、消費税の国税分に換算すると 3%近い財源が確保できる。また、地方税の減少分も、住民税の増収で相殺が可能である。

社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる増収分を含む消費税収は、全て社会保障財源化されることになっている。これは、増税分を社会保障費に充てることを明示することにより、膨張する社会保障費が消費税増税の根拠に容易にできるということが背景にあると考えられる。本来であれば、財源は財源、使い途は使い途で、どうあるべきかを議論すべきであろう。今回の提案に即して考えれば、消費税を引き下げるからと言って社会保障費を削るのではなく、社会保険料控除の廃止や金融課税の強化による増収分や無駄を削減した分は全て社会保障費に充てる必要がある。

並行して、デフレ脱却を強力に推し進める必要がある。デフレから脱却すれば、結果として金利も上昇し、利子所得もゼロ金利時代に比べ加速度的に増加する。したがって、デフレからの脱却は、金融所得に対する課税を実質的に強化することになる。デフレ脱却は、安倍政権が目標としてきたが、消費税増税の悪影響から効果は十分出していない。再分配政策とデフレ脱却の同時進行による相乗効果で、日本経済を成長路線に乗せて行くべきと考える。

最後に、長期的に消費税を我が国の税制上、どのように位置づけるべきかに

---

<sup>14</sup> [http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary27/pdf/fy27\\_01\\_taiyou.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary27/pdf/fy27_01_taiyou.pdf)

ついて述べる。この論文の趣旨はあくまで、個人消費の障害となっている消費税を引き下げて消費を喚起するとともに、控除の見直し等で社会保障などの財源を確保するというところにある。しかし、まずは消費税を引き下げて経済の好循環を作り出すことが重要だとしても、将来的にさらに社会保障費用が増大した場合には、消費税増税は不可避ではないかという主張が考えられよう。

この主張に対しては、消費税の増税の前に、税制のあり方自体まだまだ見直すところが多くあり、安易に税収を消費税増税に依存するべきではないと考える。具体的には、本稿でも述べた通り、金融所得や年金所得課税など、勤労所得に比べて優遇されている所得の課税の見直しを断行すること、規制による保護という既得権益を有する企業への課税強化、資産の海外への移転などで脱法的に税逃れを行う企業への課税の強化、土地や天然資源に対する課税の強化、環境税の創設と強化などを検討すべきである。

また、消費税については、本稿で述べた逆進性や価格転嫁の問題の他にも、今後、執行のコストが課題になる。例えば、昨年、インボイス方式の導入が大きな論点となったように、消費税を不平等なく徴収するためには、相当なコストが必要になる。また、外国人旅行者に対する消費税免税制度や、輸出を行う際の消費税還付制度について、公正で実効性のある税徴収が行われているかについては疑問がある。

このような事情を考えると、景気が回復した段階で消費税を引き上げる前に、まず、税制全般、特に既得権を持っている企業・人への課税見直しを断行すること、給付付き税額控除制度の導入など、再分配政策を強化すること、平均寿命の伸長に対し、社会保障制度と雇用のあり方についての一貫した改革をおこなうことなどが必要であり、それでも税収が足りない分について、はじめて消費税の増税を一つの選択肢として、負担のあり方を検討するべきであると考えられる。